

稲沢市行政経営改革プラン

(平成22年度～平成26年度)

平成23年1月

稲 沢 市

行政経営改革プラン 目次

I	行政経営改革の必要性	1
1	策定の趣旨	1
2	行政を取り巻く現状	1
II	改革の基本的な考え方	2
1	経営の基本理念	2
2	6つの基本目標	2
3	改革の考え方	3
III	改革推進に向けた取り組み	5
基本目標 1	成果、コストを重視した組織・制度への転換	5
基本目標 2	持続可能な財政運営の確立	6
基本目標 3	職員の意識改革と人材育成	6
基本目標 4	便利で快適なサービスの実現	7
基本目標 5	市民との協働による市政の実現	7
基本目標 6	市民との役割分担を明確にし、 効率的で質の高いサービスの実現	8
IV	改革の進め方	9
1	取組期間	9
2	取り組みの推進	9
(1)	推進体制	9
(2)	推進方法	10
V	行動計画	11
○	用語の説明	37

I 行政経営改革の必要性

1 策定の趣旨

本市では、昭和60年9月に「稲沢市行政改革大綱」、平成7年11月に「第2次稲沢市行政改革大綱」、平成11年1月に「第3次稲沢市行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直し等を積極的に進めてきました。また、平成17年4月1日の旧稲沢市、旧祖父江町、旧平和町の1市2町の合併を機に、これまでの節約型の「行政管理」から顧客主義に立った行政サービスの提供、市民志向の施策展開をすることにより、市民満足向上をさせることを目指した^{*1}「行政経営」への転換を図った「行政経営改革プラン」を平成17年10月に策定しました。

「行政経営改革プラン」では、経営の基本理念を「まず市民のこと、そしてまちの未来のことを考える」、「市民との協働を通じ、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足向上を目指す」と定め、組織機構の改革、定員管理の適正化、民間委託等の推進など、社会の情勢や市民ニーズの変化に的確に対応しながら、簡素で効率的な行政運営を行いつつ市民サービスの向上などに努めてきました。

今後も限られた財源を選択と集中により真に必要なサービスへと重点化し、最少の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に立ち、事務事業の抜本的な見直しや財源の確保を図ることにより、健全財政の維持に努めるとともに、市民サービスの向上を図り、引き続き行政経営改革を推進していくため、新たな行政経営改革プランを策定します。

2 行政を取り巻く現状

行政を取り巻く環境は、地方分権の進展により「自己決定」「自己責任」の範囲が大幅に拡大しており、市民ニーズの多様化に対応するため、今まで果たしてきた役割に加え、新たな行政ニーズへの柔軟な対応と地域の実情に即した主体性のある行政組織への転換が求められ、今まで以上に市民と協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

しかしながら、地方財政は^{*2}三位一体の改革による補助金や地方交付税の減少、景気後退等に伴う地方税収入の落ち込み、さらには急激に進む少子高齢化などによる社会保障関係経費の増加などが相まって、財源不足がさらに深刻化するものと見込まれています。

こうした厳しい行政を取り巻く環境の変化や合併後の積み残し課題に適切に対応していくには、これまで以上に職員の意識改革に努めるとともに、限りある財源を最少の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に立ち、効果的な行政運営を行っていかねばなりません。

II 改革の基本的な考え方

1 経営の基本理念

経営の基本理念

- 1 まず市民のこと、そしてまちの未来のことを考える
- 2 市民との協働を通じ、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足の上を目指す

本市は、多様化する市民ニーズに対し迅速に対応できるスリムでスピード感のある行政運営、そして、税金を負担した市民の満足を最優先に考え、市民生活に根ざした行政運営を目指し、これまでの職員数や人件費の抑制、事業の見直しや事業費の圧縮などに管理の重点をおいた節約型の「行政管理」から、市民と行政が互いに協働関係を築きながら、市民の目線に立った行政サービスの提供や、民間企業の経営理念・手法を積極的に取り入れながら、限られた経営資源を有効的に活用し市民の満足を向上させる「行政経営」に転換し、その行動指針として「行政経営改革プラン」を策定し、上記の基本理念に基づき、行政経営に取り組んできました。

この基本理念は、時代や社会情勢の変化に影響されることがない普遍的なものですので、本プランにおいても継承します。

2 6つの基本目標

経営の基本理念は、本市の価値基準・価値観を確立したものです。その基本理念に基づき取り組むべき方向性を示したものが基本目標です。

したがって、前行政経営改革プランで掲げた基本理念を継承し、同様にこれまで展開してきた6つの基本目標についても基本的に継承するものとします。そしてこの目標の実現に向かって、最少の経費で最大の効果をあげるよう努め、個別の取り組みを進めます。

基本目標1 成果、コストを重視した組織・制度への転換

行政に対するニーズや施策・事務事業の評価を踏まえ、市民志向、成果重視の行政経営を推進します。そのために組織・制度の見直しを進め、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、市民のニーズに柔軟に対応するよう努めます。また、定員管理の適正化、予算編成の改革など行政運営の効率化に努めます。

基本目標2 持続可能な財政運営の確立

行政需要に的確に対応するには、安定した自主財源の確保が必要です。そのため、市税や使用料などの徴収強化に努めるとともに、財政構造の改善にも努めます。

また、合併後の新市における公共施設のあり方の検討や施設の老朽化による維持管理、施設更新コストの増加を抑制するため、施設管理の適正化に取り組みます。

基本目標3 職員の意識改革と人材育成

新たな行政課題に職員一人ひとりが柔軟に対応できるように、研修を通じた職員個々の能力向上や市民の立場に立った意識の高揚など職員の意識改革を積極的に進めます。

また、県や関係団体等と人事交流を図り、人材の育成に努めます。

基本目標4 便利で快適なサービスの実現

電子市役所化に継続して取り組み、ICTを活用した行政サービスの充実を図ります。また、市民の目線に立った市民サービスの提供ができるよう、窓口サービスの充実などに努めます。

基本目標5 市民との協働による市政の実現

市民と行政が協働してまちづくりを推進していくためには、行政活動の情報を共有することが重要です。そのため、積極的な情報提供に努め、透明性の向上に取り組み、また、審議会等委員の公募の推進、パブリックコメントの実施、会議の公開など、市民参加の推進に努めます。

基本目標6 市民との役割分担を明確にし、 効率的で質の高いサービスの実現

多様化する市民ニーズに対して、更なる行政の効率化を追求し、費用対効果を勘案しながら、行政が行うことが必要な事業の選択を行い、外部委託の推進や指定管理者制度の充実を図り、質の高い市民サービスの実現を目指します。

3 改革の考え方

市民の満足を向上させるため、6つの基本目標に基づき^{※3}行政評価を活用し優先順位を決

め、選択と集中により経営資源（人・モノ・金）を最適配分し、より効率的な行政サービスを効果的に提供していきます。

また、積極的に情報提供を行い説明責任を果たすとともに、市民との^{※4}協働を推進することにより、満足してもらえる最適な行政サービスを提供し、市民満足の向上を図ります。

【行政経営改革の基本イメージ図】



Ⅲ 改革推進に向けた取り組み

6つの基本目標に基づき、本市が今後取り組むべき事項を定めます。これまで行政経営改革プランで取り組んだ項目については、実施状況を踏まえ再編・整理するとともに、引き続き推進していきます。また、新たにに取り組むべき課題については、重点的に取り組むよう努めます。

基本目標1 成果、コストを重視した組織・制度への転換

1 組織の改革

分権時代にふさわしい自己決定・自己責任の観点に立った、市民が利用しやすく、わかりやすい簡素で効率的な組織機構となるよう絶えず見直しを行い、市民の声を適正・迅速に反映できる組織機構となるよう積極的に対応していきます。

2 定員管理の適正化

定員管理については、限られた職員数の中で増大する行政課題に対応していく必要があります。行政サービスの低下を招かないよう、適正な業務の執行体制を確保し、定員管理の適正化に努めます。

3 事務事業の見直し

国や県からの権限移譲により、市が担うべき事務業務が増加していくことが見込まれる中、新たに生じる行政課題や多様化する市民ニーズに対し、迅速かつ的確に対応していくため、市が実施しなければならない事務事業を明確にし、事業の廃止、事務の改善などに取り組みます。

4 予算編成の改革

厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用し、多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、予算編成のあり方を抜本的に見直し、より効率的な予算編成の仕組みを構築していきます。

5 入札制度の改革

公共事業に係る入札・契約手続とその運用について、より透明性・公平性の確保に努めるとともに、一層の改善・改革に取り組んでいきます。

基本目標 2 持続可能な財政運営の確立

1 収入確保の徹底

収納率の向上を図ることは、自主財源の確保はもとより、負担の公平性の確保の観点や安定したサービスを継続的に提供するためにも重要な課題です。そのため、未収金対策の強化を図り、収入の確保に取り組みます。

2 補助金等の整理合理化

補助金等については、その必要性や成果を考慮し、実効性、効率性の向上に努め、適正化を図ります。

3 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、行政サービスを受ける受益者に、その受益に応じて負担を求める必要があります。市民負担の公平性の観点から経費負担のあり方を検討し、受益と負担の適正化を図ります。

4 施設、資産等の有効活用

施設、資産等のより一層の有効活用を図り、収入の確保や効率的な資産等の活用による経費の縮減に努めます。

5 施設管理の適正化

施設の老朽化が進み維持管理経費が財政を圧迫する要因となっています。公共施設の設置目的を踏まえ、耐用年数、利用状況、管理運営状況等を調査し、施設のあり方の検討を行い、効率的な施設管理に努めます。

6 財政構造の改善

歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るため、財政構造の改善を図ります。

基本目標 3 職員の意識改革と人材育成

1 職員の意識改革

社会情勢の変化や市民のニーズに応え、質の高いサービスを効果的に提供していくために、職員の意欲、能力が最大限発揮される仕組みを構築し、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

2 人材の育成・活用

職員が意欲を持ち、達成感を感じながら、その能力を最大限に発揮できるよう、多様な研修を通じて人材の育成に取り組みます。

3 人事給与制度の改革

職員の給与について、国、県及び他市との均衡を考慮しながら適正な水準の維持に努めるとともに、職員の勤務意欲・士気の高揚を図れ、能力・実績を一層重視した人事給与制度の構築を進めます。

基本目標 4 便利で快適なサービスの実現

1 電子市役所の推進

電子市役所化に継続して取り組み、市民がいつでも行政情報を閲覧したり、各種申請、届出などの行政手続きが行えるよう推進していきます。

2 市民サービスの充実

市民ニーズを踏まえた利便性の高いサービスの提供を目指し、市民サービスの基本である窓口サービスの見直しを進め、市民の目線に立った行政サービスの提供に努めます。

基本目標 5 市民との協働による市政の実現

1 情報公開の推進及び広報・広聴機能の強化

まちづくりを進めていくうえで必要なことは、市民と行政が共通の認識を持つことです。行政運営に関する情報を積極的に市民に開示・共有することにより行政の公平性や透明性を確保し、市民に信頼される開かれた市政運営を行っていきます。

2 市民との協働による市政の推進

これまでの行政主導のまちづくりを解消し、ボランティア、NPO、民間等とのパートナーシップにより、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていきます。

また、各種委員会・審議会委員の公募枠の拡大など、市民の市政に参加・参画できる機会の充実に努めます。

基本目標6 市民との役割分担を明確にし、
効率的で質の高いサービスの実現

1 民間委託等の推進

民間と競合する事務事業や民間の高度な専門的知識を活用した方がより効率化が図れる業務については、費用対効果を勘案しながら民間委託を推進します。

2 施設の管理運営等の見直し

施設管理における行政の関与の必要性を考慮しながら、民間事業者のノウハウを活かした施設運営により効率的・効果的な管理運営を進めるため、指定管理者制度の充実を図り市民サービスの向上に努めます。

IV 改革の進め方

1 取組期間

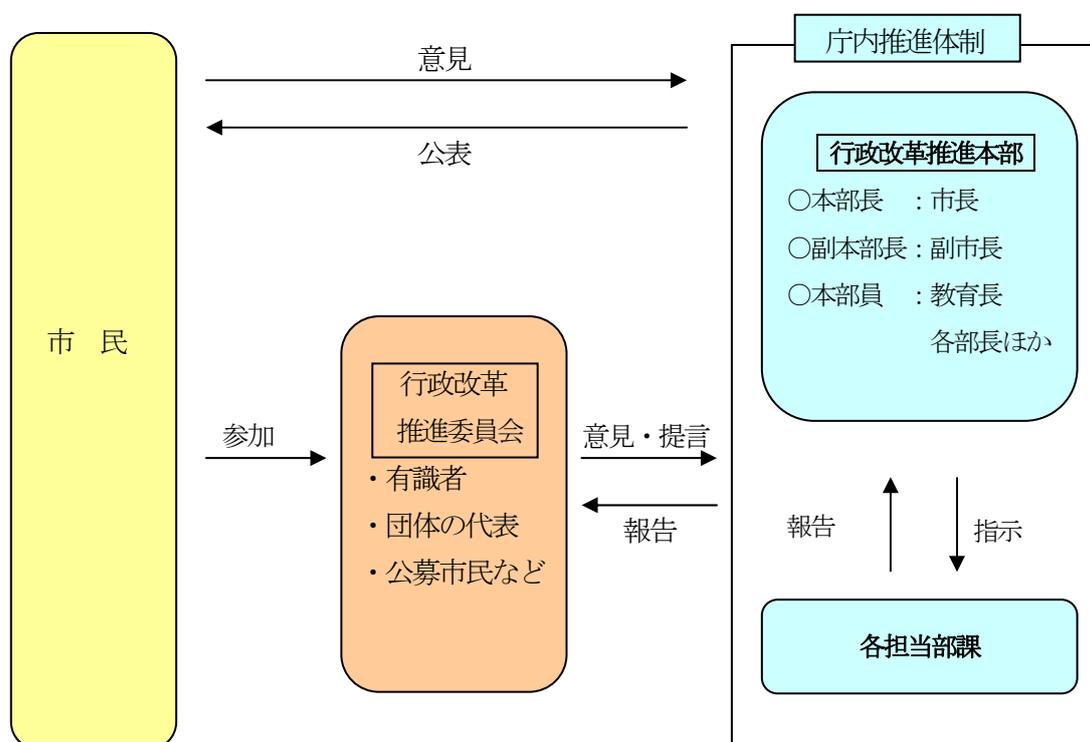
平成22年度～26年度の5年間とします。

2 取り組みの推進

(1) 推進体制

毎年の取組状況を行政内部の組織である「行政改革推進本部」(本部長：市長)で進行管理していくとともに、市民の代表からなる「行政改革推進委員会」に報告し、多様な視点から意見・提言等をいただきます。

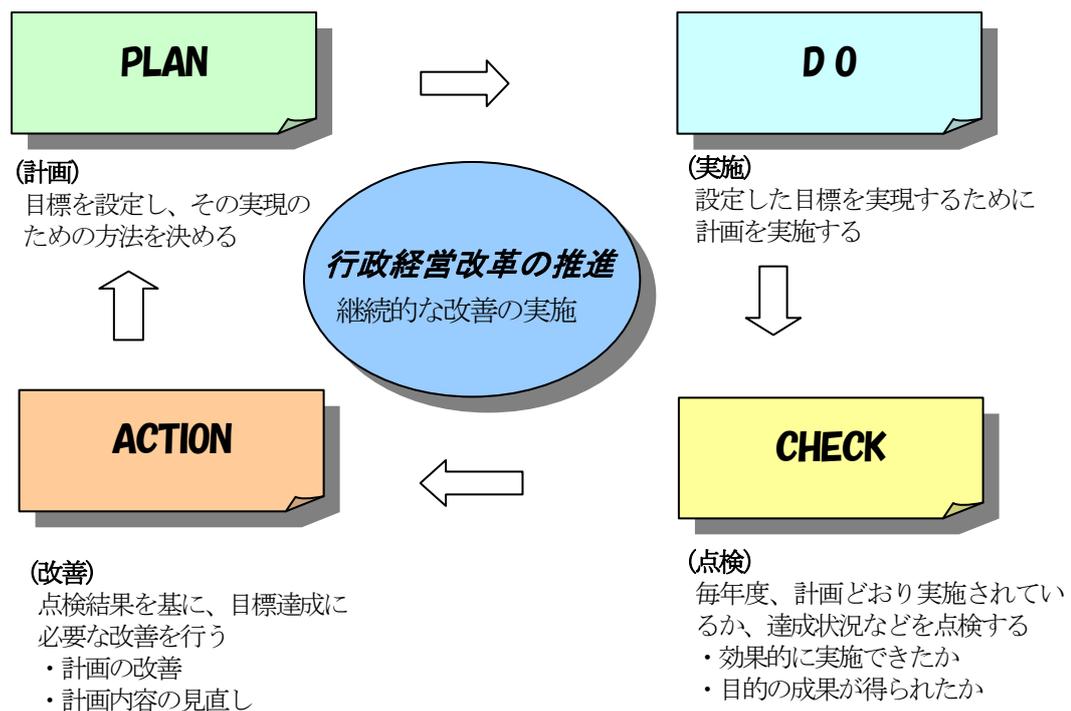
また、広報紙やホームページなどを通じて広く市民に公表し、意見を行政改革に反映していきます。



(2) 推進方法

行政経営改革の推進にあたっては、行動計画を策定し、計画的に実施していきます。行動計画は、平成22年度～26年度の5年間を取組期間としますが、取組みの実施過程において、Plan（計画…目標を設定し、その実現のための方法を決める）→Do（実施…設定した目標を実現するために計画を実施する）→Check（点検…毎年度、計画どおり実施されているか、達成状況などを点検する）→Action（改善…点検結果を基に、目標達成に必要な改善を行う）のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づいた点検を行うこととし、事業の廃止、縮小または見直し、あるいは行政経営改革の対象事業として取り組むべき計画を追加し、常に進捗状況を的確に把握し、実施事項の追加や取組年度の変更など、随時、計画の見直しを行うものとします。

[マネジメントサイクル]



V 行動計画

行政経営改革プランは、6つの基本目標に基づき、最少の経費で最大の効果をあげるよう努めるとともに、市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の満足の向上を目指すものです。その改革の推進にあたり、具体的に実施する事項を取りまとめたものが行動計画です。

【行動計画の体系】

基本目標	取組項目	実施事項
1 成果、コストを重視した組織・制度への転換	1 組織の改革	1 組織機構の改革
		2 下水道事業の改革
		3 支所機能の検討
		4 グループ制の活用
		5 プロジェクトチームの活用
	2 定員管理の適正化	6 定員適正化計画の見直し
	3 事務事業の見直し	7 行政評価システムの活用
		8 教育委員会の第三者評価の推進
		9 給食基本計画の策定
		10 外国人住民に係る事務の見直し
	4 予算編成の改革	11 予算枠配分方式の実施
		12 予算の複数年度管理の実施
	5 入札制度の改革	13 契約方法の見直し
2 持続可能な財政運営の確立	1 収入確保の徹底	14 未収金対策の充実・促進
		15 雇用創出策、企業誘致・誘導策の検討
	2 補助金等の整理合理化	16 補助金等の見直し
	3 受益者負担の適正化	17 公共施設等使用料の見直し
		18 廃棄物処理の受益者負担の見直し
	4 施設、資産等の有効活用	19 公有財産の有効活用
		20 新たな財源の確保
		21 公用車の効率利用
	5 施設管理の適正化	22 公共施設のあり方の検討
		23 公共施設マネジメントの構築
	6 財政構造の改善	24 財政指標の適正管理
		25 既発地方債等の低金利借換
		26 既発地方債等の適正管理
		27 財務諸表の作成

基本目標		取組項目		実施事項
3	職員の意識改革と人材育成	1	職員の意識改革	28 職員研修の充実
				29 接客向上運動の推進
				30 職員提案制度の充実
		2	人材の育成・活用	31 人材育成基本方針の策定・推進
				32 他団体との人事交流
				33 任期付任用職員の検討
		3	人事給与制度改革	34 人事考課制度の構築
				35 職員給与の適正化
				36 フレックス制度の検討
37 福利厚生適正化				
4	便利で快適なサービスの実現	1	電子市役所の推進	38 電子申請サービスの推進
				39 マルチペイメントネットワーク(MPN)の導入
				40 統合型GIS(地図情報システム)の構築
				41 専門職員の育成、情報化研修の実施
				42 緊急情報配信サービスの構築
		2	市民サービスの充実	43 納付機会の拡大
				44 窓口開設時間の延長の検討
45 放課後児童クラブの推進				
5	市民との協働による市政の実現	1	情報公開の推進及び広報・広聴機能の強化	46 ホームページの充実
				47 審議会等会議の公表
				48 パブリックコメント制度の活用
				49 「市民め〜る」等の活用
				50 市政懇談会の開催
		2	市民との協働による市政の推進	51 出前講座の推進
				52 まちづくり推進協議会の設立
				53 各種審議会等への市民公募委員の登用推進
				54 各種審議会等への女性委員の登用推進
				55 ワークショップの推進
6	市民との役割分担を明確にし、効率的で質の高いサービスの実現	1	民間委託等の推進	56 ボランティア、NPO、市民活動団体の育成・支援、指導者育成
				57 アダプト制度の推進
		2	施設の管理運営等の見直し	58 各種業務へのNPO・ボランティアの活用
				59 外部委託の検討・推進
				60 地域団体との協働の推進
				61 指定管理者制度の充実

実施事項の具体的な計画

【計画の見方】

基本目標を記載しています

基本目標に基づき、取り組むべき項目(取組項目)とその方針を記載しています

1 成果、コストを重視した行政経営の実現

1 組織の改革

分権時代にふさわしい自己決定・自己責任の観点に立った、市民が利用しやすく、わかりやすい簡素で効率的な組織機構となるよう、絶えず組織機構の見直しを行い、市民の声を適正・迅速に反映できる組織機構となるよう積極的に対応していきます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
1	組織機構の改革	適正な組織・機構の見直し	社会・経済情勢の変化や、多様化する市民ニーズに迅速に対応するため組織機構の見直しを行う。	見直しの実施					企画課
①	②	③	④	⑤					⑥

- ① 番号 . . . 実施事項の通番号を記載しています
- ② 実施事項 . . . 取組項目について具体的に実施する事項名を記載しています
- ③ 計画 . . . 実施事項を実現するための計画を記載しています
- ④ 取組内容 . . . 期間内に取り組む内容の説明を記載しています
- ⑤ 年度別計画 . . . 年度毎の実施内容を記載しています
- 計画の実施に向けての調査や検討をする年度
- 実施の開始又は継続して取り組みを実施
- ⑥ 担当課 . . . 計画を実施するにあたり担当となる課名を記載しています

1 成果、コストを重視した組織・制度への転換

1 組織の改革

分権時代にふさわしい自己決定・自己責任の観点に立った、市民が利用しやすく、わかりやすい簡素で効率的な組織機構となるよう絶えず見直しを行い、市民の声を適正・迅速に反映できる組織機構となるよう積極的に対応していきます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
1	組織機構の改革	適正な組織・機構の見直し	社会・経済情勢の変化や、多様化する市民ニーズに迅速に対応するため組織機構の見直しを行う。	見直しの実施					企画課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
2	下水道事業の改革	地方公営企業法の一部適用	公共下水道事業に地方公営企業法の一部（財務規定）を適用し、企業会計方式の経理を行う。	適用事務	適用				下水道課
		経費負担の明確化、資金調達状況等を適切に区分し表示	企業会計方式の経理を行うことにより、経費負担の明確化、収入、コスト（支出）、資金調達状況等を適切に区分し表示（公開）する。	検討	実施				

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
3	支所機能の検討	支所機能の検討	本庁へ事務や職員の集約を図りながら、地域住民のサービスに的確に対応できる支所の体制・機能のあり方を検討する。	検討					企画課 支所

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
4	※5 グループ制の活用	グループ制の啓発による活用の促進	多様な行政ニーズに機動的かつ柔軟に対応できるグループ制のメリットを活かした組織運営を行う。	啓発促進					企画課 各課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
5	プロジェクトチームの活用	組織横断的プロジェクトチーム(PT)の活用	複数の部課に係る重要政策や特命課題について、調査研究、計画の策定などを行うため、必要に応じプロジェクトチームを設置し活用を図る。	実施					各課

2 定員管理の適正化

定員管理については、限られた職員数の中で増大する行政課題に対応していく必要があります。行政サービスの低下を招かないよう、適正な業務の執行体制を確保し、定員管理の適正化に努めます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
6	定員適正化計画の見直し	定員適正化計画の見直し(策定) 【数値目標】	現計画の終期が平成22年度であるため、平成22年度中に平成23年度を始期とする計画を策定する。また、策定に当たっては、第5次総合計画に基づく行政需要等を勘案し、適正な職員数を確保できるものとする。 ※新たな定員適正化計画を平成22年度中に策定予定。当該計画に基づき数値目標を計上する。	計画の策定	実施				人事課

3 事務事業の見直し

国や県からの権限移譲により、市が担うべき事務業務が増加していくことが見込まれる中、新たに生じる行政課題や多様化する市民ニーズに対し、迅速かつ的確に対応していくため、市が実施しなければならない事務事業を明確にし、事業の廃止、事務の改善などに取り組みます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
7	行政評価システムの活用	※ ⁶ 事務事業評価の充実	事務事業について、ロジックモデルを用いて有効性や効率性を客観的に評価し、事務事業の改善や資源の有効配分を図る。	検討 試行	実施				企画課 各課
		※ ⁷ 施策評価の推進	施策を構成する事務事業の優先度や方向性を明らかにして、その成果を評価し財政運営に反映させる。	実施					

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
8	教育委員会の第三者評価の推進	外部評価委員会による事業の点検及び評価	外部評価委員会による教育委員会の主な施策の点検及び評価の結果を公表する。	実施					庶務課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
9	給食基本計画の策定	給食調理場の形態決定と施設の建設計画の策定	今後の給食施設のあり方を協議し、衛生管理基準に合わせた給食施設建設計画を立案する。また、園児・児童生徒に安心安全な給食の提供と生きた教材として食育推進のために活用していく。	市内給食施設の方向性を協議	計画策定の検討				庶務課 児童課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
10	外国人住民に係る事務の見直し	外国人登録制度の廃止に伴う外国人住民に係る事務の見直し	住民基本台帳法の一部改正に伴い外国人登録制度が廃止になり、新たに外国人住民が住民基本台帳制度に取り込まれるため、事務の見直しを図る。	システム改修費予算化	職場レイアウト変更	移行本実施			市民課

4 予算編成の改革

厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用し、多様化する市民ニーズに的確に対応していく、予算編成のあり方を抜本的に見直し、より効率的な予算編成の仕組みを構築していきます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
11	※8 予算枠配分方式の実施	予算枠配分方式の実施及び改善	予算枠の範囲内において、各々が自らの裁量によって予算を調整する枠配分方式の手法を平成21年度から取り入れており、今後ものちに、より効果的・効率的な手法となるよう改善を行う。	他市の調査・検討改善の実施					財政課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
12	※ ⁹ 予算の複数年度管理の実施	予算の複数年度管理	中期的な視野に立った財政運営を行なうため、予算の複数年度管理について検討を行う。 第5次総合計画の後期計画に併せ複数年度管理を実施。	検討			実施		財政課

5 入札制度の改革

公共事業に係る入札・契約手続とその運用について、より透明性・公平性の確保に努めるとともに、一層の改善・改革に取り組んでいきます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
13	契約方法の見直し	※ ¹⁰ 一般競争入札の拡大	入札契約制度の適正化を図るため、契約方法の検討を行う。 競争性、透明性の確保を図るため、一般競争入札の拡大に向け取り組む。	実施					契約検査課

2 持続可能な財政運営の確立

1 収入確保の徹底

収納率の向上を図ることは、自主財源の確保はもとより、負担の公平性の確保の観点や安定したサービスを継続的に提供するためにも重要な課題です。そのため、未収金対策の強化を図り、収入の確保に取り組めます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
14	未収金対策の充実・促進	前納報奨金制度の改正・廃止	市県民税の前納報奨金を廃止し、固定資産税の前納報奨金の交付率の見直しによる負担を軽減しながら早期納付と収納率の向上を維持する。	実施					収納課
		【数値目標】	前納報奨金額	58,000 千円	59,000 千円	59,000 千円	60,000 千円	62,000 千円	
		税未納者の不動産の差押公売を実施	納税の必要性を理解してもらうために、徴収体制の強化と不動産の差押による公売を実施。	実施					
		【数値目標】		公売 3件	公売 3件	公売 3件	公売 3件	公売 3件	
		インターネット公売	滞納者から差し押さえた財産をインターネットを利用して公売し、市税債権を確保するとともに、納税の公平性を図る。	検討	実施手順策定及び公売担当者の雇用	実施			
		【数値目標】				収納率 市税 95% 国保税 68%	収納率 市税 96% 国保税 68%	収納率 市税 96% 国保税 69%	

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
14	未収金対策の充実・促進	収入確保の徹底を検討 【数値目標】	民間の経営理念や手法を導入し、民間の専門分野のノウハウを活用することにより、最小の経費で最大の効果を目指し、顧客満足度志向の徹底を図る。 ・不納欠損対象年度の収納率を目標値とする ・H21年度（H19年度）実績 99.916% ・数値目標が達成された場合は、更に数値目標を上げるものとする。	実施 99.92%	99.93%	99.94%	99.95%	99.96%	水道業務課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
15	雇用創出策、企業誘致・誘導策の検討	雇用創出策、企業誘致・誘導策の検討 【数値目標】	平和町嫁振、東城、横池、下三宅地区に跨る農振農用地地区における工場用地開発。開発は1期2期に分け、1期開発面積は約23haで市街化調整区域内地区計画により開発する。2期の開発時期、主体については未定。 固定資産税収入	造成工事着手		造成工事完了	工場建設		企業立地推進課
		雇用創出、企業誘致・誘導策の検討	企業誘致等により新たな雇用の創出、推進の方策を検討していく。		優遇措置の検討・雇用促進の要請	雇用促進の要請			商工観光課

2 補助金等の整理合理化

補助金等については、その必要性や成果を考慮し、実効性、効率性の向上に努め、適正化を図ります。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
16	補助金等の見直し	補助金等の見直し	公平性や効率性などの観点から、補助対象事業や補助金額の整合性など、本来あるべき姿を検討して、補助金の適正化を図る。見直し指針を作成し、指針に沿った予算編成の実施。	現況調査	見直し指針作成				財政課関係課

3 受益者負担の適正化

受益者負担の原則に基づき、行政サービスを受ける受益者に、その受益に応じて負担を求める必要があります。市民負担の公平性の観点から経費負担のあり方を検討し、受益と負担の適正化を図ります。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
17	公共施設等使用料の見直し	公共施設等使用料の見直し	行政サービスにかかるコストに応じて負担の公平化を図る必要があることから、受益者負担の適正化を図る。	実施					財政課 関係課
		市営住宅家賃の見直し	市営住宅家賃において、新設における住戸改善事業（浴槽設置等）が施された住宅においては、その改善事業費を家賃に加算していく。	家賃算定等の根拠資料整備	毎年度家賃算定				建築課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
18	廃棄物処理の受益者負担の見直し	*11 特定家庭用機器の収集・運搬	稲沢市に適した廃棄物処理（地デジ化に伴う廃棄テレビの処分など、家電リサイクル法の規定外品（*12 義務外品）の処分）の応分負担を調査研究する。	検討	実施				ごみ対策課
		焼却施設搬入手数料の見直し	稲沢市に適した廃棄物処理（環境センター搬入処分費用）の応分負担を調査研究する。 （現行）150円/10kg	検討		実施			環境施設課

4 施設、資産等の有効活用

施設、資産等のより一層の有効活用を図り、収入の確保や効率的な資産等の活用による経費の縮減に努めます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
19	公有財産の有効活用	*13 遊休資産の活用	遊休資産については、市及び県の公共事業の代替用地としての活用や一般競争入札等により売却を進める。また、事務所、駐車場、資材置場等に貸付を行なう。	遊休資産の売却及び貸付					財政課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
20	新たな財源の確保	広告掲載による歳入の確保及び歳出の削減	市の印刷物やホームページ、公共施設などの資産に民間企業等の広告を掲載し、自主財源の確保、経費節減を図る。	実施					各課 企画課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
21	公用車の効率利用	公用車の集中管理 【数値目標】	公用車の集中管理を進めることで、効率的な利用を図り、公用車の削減に努める。	検討			8台削減		総務課

5 施設管理の適正化

施設の老朽化が進み維持管理経費が財政を圧迫する要因となっています。公共施設の設置目的を踏まえ、耐用年数、利用状況、管理運営状況等を調査し、施設のあり方の検討を行い、効率的な施設管理に努めます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
22	公共施設のあり方の検討	公共施設のあり方の検討	合併後の市域全体における公共施設のあり方について検討していく。	基礎資料の収集	検討委員会の設置	基本方針の策定			企画課 財政課 建築課 関係課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
23	公共施設マネジメントの構築	公共施設維持管理計画の策定	公共施設の維持管理について、将来的に必要となる改修費等の試算や今後の課題等を整理した「公共施設維持管理計画」を策定し、効果的な修繕を行い公共施設の維持管理コストの抑制を図る。	基礎資料の収集	調査・検討		策定		建築課 財政課 企画課 関係課
		市営住宅ストック総合活用計画	市営住宅ストック総合活用計画（公営住宅等長寿命化計画）を策定し、市営住宅の建替・改善等の整備保全等の活用方針と運用を定め、市営住宅の有効活用を図る。	現地調査及びアンケート調査の実施	基本方針及び計画立案				建築課
		橋梁長寿命化修繕計画	今後老朽化する道路橋の増大に備え、橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより従来の事後的措置から予防的な修繕、計画的な架替えへと方針を転換することで、橋梁の延命並びに修繕・架替え費用の縮減を図り、地域の道路網の安全性・信頼性を確保する。	橋梁点検結果に基づき修繕計画策定					土木課
		循環型社会形成推進地域計画及び廃棄物処理施設長寿命化計画	廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市の自主性と創意工夫を活かしながら総合的に廃棄物処理施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図る。	循環型社会形成推進地域計画の策定	廃棄物処理施設長寿命化計画の策定	施設整備設計	施設基幹整備（H25-H27）		環境施設課
		公共施設維持管理計画の策定	公共施設の維持管理について、将来的に必要となる改修費等の試算や今後の課題等を整理した「公園施設長寿命化計画」を策定し、効果的な修繕及び改修を行い公共施設の維持管理コストの抑制を図っていく。		検討		公園施設長寿命化計画策定		都市計画課

6 財政構造の改善

歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るため、財政構造の改善を図ります。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
24	財政指標の適正管理	財政指標の算定及び目標値の設定	限られた財源を重点的・効率的に配分しつつ、歳出規模の増大を抑えるとともに、 ^{※14} 公債費残高の累増を抑制し、健全財政の維持に向けて、財政指標の適正管理に取り組む。	実施					財政課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
25	既発地方債等の低金利借換	既発地方債等の低金利借換	公共下水道事業債について、平成17年度に公営企業金融公庫（現地方公共団体金融機構）借入分の一部借換の許可が得られ実施した。今後においても、健全財政維持のため、随時低利債への借換を検討、実施していく。	検討					下水道課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
26	既発地方債の適正管理	^{※15} 公的資金補償金免除繰上償還の実施	随時、低利債への借換を検討していくとともに、平成19年度から平成21年度までの補償金免除繰上償還措置が3年間延長されたことに伴い、要件に該当する場合は随時繰上償還を行う。	実施					財政課 下水道課 水道業務課 市民病院 管理課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
27	^{※16} 財務諸表の作成	財務諸表の作成	民間企業会計の考え方と会計実務を基に、資産、税収や移転収支など地方公共団体の特殊性を加味し、資産・負債管理や予算編成への活用等、公会計に期待される機能を果たすことを目的とした財務諸表の作成に取り組む。	実施					財政課

3 職員の意識改革と人材育成

1 職員の意識改革

社会情勢の変化や市民のニーズに応え、質の高いサービスを効果的に提供していくために、職員の意欲、能力が最大限発揮される仕組みを構築し、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
28	職員研修の充実	人材育成基本方針及び社会情勢の変化に対応した職員研修の充実	稲沢市職員人材育成方針に基づき、併せて社会情勢の変化に対応しつつ、毎年度研修に関する計画を定め、稲沢市行政を担う職員の育成確保に努める。	実施					人事課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
29	接客向上運動の推進	接客向上運動の推進のための各種取組みの実施	市主催の研修及び尾張五市二町研修協議会を始めとする外部機関への派遣研修への取組みの他、現行の「親切、ていねい、スピードアップ行政の推進」の実施など、積極的に窓口対応の向上に努める。また、平成21年度から実施している「手話研修」を充実させ、窓口でのバリアフリー化を推進する。	実施					人事課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
30	職員提案制度の充実	職員提案制度の充実・推進	職員から市政全般に関する提案を求め、職員の政策参加機会を積極的に推進し、これを実施することにより職員の職務意欲の向上を図るとともに、行政の合理化と市民に対するサービスの向上を図る。	実施					企画課

2 人材の育成・活用

職員が意欲を持ち、達成感を感じながら、その能力を最大限に発揮できるよう、多様な研修を通じて人材の育成に取り組みます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
31	人材育成基本方針の策定・推進	人材育成基本方針の策定(見直し)とその推進	現行の人材育成基本方針の終期が平成23年度であることから、平成23年度中に平成24年度を始期とする新たな基本方針を策定(見直し)したうえで、本市の目指すべき将来像の実現のためこの基本方針に基づく研修の実施に取り組む。	基本方針の推進	基本方針の策定(見直し)	新基本方針の推進			人事課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
32	他団体との人事交流	他団体との人事交流の推進	本市が構成団体となっている尾張農業共済事務組合及び愛知県後期高齢者医療広域連合への派遣については、派遣の要請に基づき派遣を継続する。	実施					人事課
			課題事業又は新規事業若しくは教育行政の振興に対応するための愛知県又は愛知県教育委員会からの派遣については、必要に応じて要望し、受入れを行う。	実施					人事課
			愛知県への実務研修生については、地方分権に対応するため、また、県行政のノウハウを習得させるため、若手の職員を必要に応じて派遣する。	実施					人事課
			稲沢市職員公益的法人等へ派遣に関する条例に基づき行っている稲沢市社会福祉協議会への派遣は、人件費の負担について、検討する。	見直し	実施				人事課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
33	※17 任期付任用職員の検討	任期付任用職員の活用についての検討	任期付任用職員については、採用後に従事させる事務に必要なとされる専門的な知識経験の度合や、配属すべき部署の検討など課題を整理したうえで、他市の状況を見ながら検討を進める。	検討					人事課

3 人事給与制度の改革

職員の給与について、国、県及び他市との均衡を考慮しながら適正な水準の維持に努めるとともに、職員の勤務意欲・士気の高揚を図り、能力・実績を一層重視した人事給与制度の構築を進めます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
34	※18 人事考課制度の構築	人事考課制度の構築と対象者の全職員への拡大	人事考課制度については、導入以来数度にわたり改正してきたが、全体としての制度確立にはいたっていないため、全職員に対して拡大して実施すべくさらに制度の改良に努める。	実施 拡大については検討					人事課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
35	職員給与の適正化	職員給与の適正化	職員の給与については、人事院勧告及び愛知県人事委員会勧告に基づき、今後とも適正化を推進する。	実施					人事課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
36	※19 フレックス制度の検討	フレックス制度の検討	フレックス制度については、県内においても導入されている事例は皆無であり、今後は、多様な任用の方法も合わせ、市民サービス向上の観点も考慮しつつ、他市の動向を注視しながら引き続き検討する必要がある。	検討					人事課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
37	福利厚生 of 適正化	福利厚生 of 適正化 of 推進	職員の福利厚生事業の根幹である稲沢市職員互助会のあり方については、事業の内容をはじめ公費負担(助成金率)の考え方について、他市の状況を把握したうえで、市民に対して説明責任を果たすためにも一層の適正化を推進する。						人事課

4 便利で快適なサービスの実現

1 電子市役所の実現

電子市役所化に継続して取り組み、市民がいつでも行政情報を閲覧したり、各種申請、届出などの行政手続きが行えるよう推進していきます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
38	※20 電子申請サービスの推進	申請書ダウンロード、電子申請（市手続き）の推進	市のホームページを通じて、各種申請書が入手できるサービスを提供するとともに、インターネット上で申請のできるサービスを推進する。	実施					情報推進課各課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
39	※21 マルチペイメントネットワーク(MPN)の導入	マルチペイメントネットワーク(MPN)の導入	マルチペイメントネットワーク(MPN)の導入に向けた歳入システムの構築により公金収納の効率化及び合理化を図る。	歳入システム導入計画の策定	システムの検討		システムの稼働		会計課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
40	※22 統合型GIS(地図情報システム)の構築	統合型GIS(地図情報システム)の構築	各課で利用している地図情報を一本化したシステムを構築する。	システム改修	システム改修(航空写真)				情報推進課関係課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
41	専門職員の育成、 情報化研修の実施	各種研修の実施	<p>情報化を担う専門職員を育成するとともに、職員の情報を使いこなす能力の向上を図るため、情報化研修の実施に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治情報センターのセミナーへの派遣 ・ ※²³eラーニング「情報セキュリティ研修」 ・ ※²⁴専門派遣研修 	実施					情報推進課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
42	緊急情報配信サービスの構築	緊急情報配信サービスの実施	携帯電話のメール機能を利用して、市民に不審者等に関する防犯情報、警報・注意報等の気象情報や災害情報を配信する。	検討実施					情報推進課

2 市民サービスの充実

市民ニーズを踏まえた利便性の高いサービスの提供を目指し、市民サービスの基本である窓口サービスの見直しを進め、市民の目線に立った行政サービスの提供に努めます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
43	納付機会の拡大	市税等のコンビニ収納	<p>夜間においても市税等を納付する機会を増やす。</p> <p>市県民税、軽自動車税、固定資産税、健康保険税、保育料、延長保育料、児童クラブ料、市営住宅家賃</p>	実施					収納課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
44	窓口開設時間の延長の検討	実施項目の検討及び他課との協議	市民課が発行する証明書（住民票の広域交付は除く）に限っての交付については、平成24年7月の住基法の改正により外国人住民に対する証明書の発行も可能になるので実施に向け取り組むための調査研究。	課内の職員意識調査	具体的な方法の調査研究と他課との調整		窓口開設時間延長の一部試験的实施		市民課関係課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
45	※ ²⁵ 放課後児童クラブの推進	放課後児童クラブの推進	公共施設の有効利用として児童クラブ事業を平成18年度より実施してきたが、今後も放課後子どもプランの計画と合わせて、継続実施していく。	実施					児童課

5 市民との協働による市政の実現

1 情報公開の推進及び広報・広聴機能の強化

まちづくりを進めていくうえで必要なことは、市民と行政が共通の認識を持つことです。行政運営に関する情報を積極的に市民に開示・共有することにより行政の公平性や透明性を確保し、市民に信頼される開かれた市政運営を行っていきます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
46	ホームページの充実	ホームページの利便性の向上	インターネットの特性を生かした情報の発信を目指し、システムの導入を検討する。						秘書広報課
				現在のシステムの充実を図りながら、新システムの効果と導入の検討					

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
47	審議会等会議の公表	審議会等会議録の公表	市民や有識者で構成される各種審議会等の会議録等を公表し、積極的な情報提供に努める。	実施					各課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
48	※26 パブリックコメント制度の活用	パブリックコメント制度の活用	市政全体もしくは各行政分野における施策の基本的な方針などを定める前に、計画段階において幅広く市民の意見を聞く機会を確保し、計画や方針の策定などに反映させていく。	実施					各課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
49	※27 「市民め〜る」等の活用	「市民め〜る」等の活用	幅広く市民の意見・提言を聞き、内容を検討することにより、市政運営に活かしていく。	実施					秘書広報課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
50	市政懇談会の開催	市政懇談会の開催	平成19年度、20年度は市内小学校区で、平成21年度、22年度は中学校区でタウンミーティングを開催した。今後も市政懇談会を開催していく。						秘書広報課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
51	※28 出前講座の推進	出前講座の推進	市民グループの求めに応じて、職員を講師として派遣し、市政に関する講座を開き、グループの活動の手助けをしていく。						秘書広報課

2 市民との協働による市政の推進

これまでの行政主導のまちづくりを解消し、ボランティア、NPO、民間等とのパートナーシップにより、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていきます。

また、各種委員会・審議会委員の公募枠の拡大など、市民の市政に参加・参画できる機会の充実を努めます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
52	まちづくり推進協議会の設立	まちづくり推進協議会の設立	市民センターを中心にまちづくり活動やコミュニティ活動の拠点として2支所、7市民センター地区ごとに「まちづくり推進協議会」を設立して事業実施。						地域振興課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
53	各種審議会等への市民公募委員の登用推進	市民公募委員の登用推進	各種審議会等において、幅広い市民参加が行えるよう、公募委員の登用枠の拡大を図る。						各課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
54	各種審議会等への女性委員の登用推進	女性委員の登用推進	男女協働参画社会の実現に向け、各審議会等の委員改選期には女性の登用を積極的に図っていく。	実施					各課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
55	※29 ワークショップの推進	ワークショップの推進	ワークショップを推進することにより、行政主導型から市民自らが主体となって行動し、市民と行政が協働して市政を推進していく体制の構築を図る。	実施					各課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
56	ボランティア、NPO、市民活動団体の育成・支援・指導者育成	市民活動支援センターの運営体制を見直し	市民の活動、主体的な地域づくりを促進するため、ボランティアやNPOなど市民活動団体の育成や支援、市民活動を組織・運営していくコーディネーターやリーダー等の育成に取り組む。				実施体制、支援体制の確立		地域振興課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
57	※30 アダプト制度の推進	アダプト制度の推進	平成17年4月から稲沢市公共施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱により、道路の美化、清掃活動をボランティア活動を13団体で実施している。新たな団体の組織化を図るため、PR活動を実施していく。	PR活動を実施					土木課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
58	各種業務への NPO・ボランティアの活用	NPO・ボランティアとの協働	違反簡易広告物除却活動制度に基づき、活動団体の増加を目指し、周知活動を行う。	実施					都市計画課

6 市民との役割分担を明確にし、効率的で質の高いサービスの実現

1 民間委託等の推進

民間と競合する事務事業や民間の高度な専門的知識を活用した方がより効率化が図れる業務については、費用対効果を勘案しながら民間委託等を推進します。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
59	外部委託の検討・推進	看護助手業務の委託化	看護助手職員の退職不補充及び本庁職場への異動による看護助手業務の全面委託化、リネン・洗濯業務の個別委託の廃止。	実施					管理課
		浄水場運転管理委託の委託業務の拡大	現在浄配水場運転管理の一部委託を行っているが委託業務の拡大を図り安定供給に努める。	委託業務拡大					水道工務課

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
60	地域団体との協働の推進	公園管理の地元団体への委託	公園や道路の清掃等の日常的な管理を地域の団体等に任せることにより、利用者のモラル向上と施設の良好な維持管理を目指す。 調査対象公園 「どうこう公園」、「下津3号公園」、「西町2号緑地」	「どうこう公園」受入団体調査	「下津3号公園」受入団体調査		「下津3号公園及び西町2号緑地」受入団体調査		都市計画課

2 施設の管理運営等の見直し

施設管理における行政の関与の必要性を考慮しながら、民間事業者のノウハウを活かした施設運営により効率的・効果的な管理運営を進めるため、指定管理者制度の充実を図り市民サービスの向上に努めます。

番号	実施事項	計画	取組内容	H22	H23	H24	H25	H26	担当課
61	※ ³¹ 指定管理者制度の充実	新指針策定による制度の効果的運用	新たな運用指針を策定し、指定管理者制度の充実を図り、また制度を導入した施設における※ ³² モニタリングを通して、管理運営について検証を行い、さらなる市民サービスの向上に努める。	新指針策定	実施				企画課各課

— 用語の説明 —

※1 行政経営（P 1）

「市民満足の向上」を図るため、民間企業の経営理念・手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立って、自らの判断と責任で行政活動を展開していこうとするもの。

※2 三位一体の改革（P 1）

「国庫支出金の縮減」「地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」の3つ柱を同時に進める改革。

※3 行政評価（P 3）

効率的、効果的で透明性の高い行政運営を行うため、行政が行う政策・施策・事務事業について、達成状況および成果などを客観的に評価し、妥当性や達成度、成果を判定する手法。

※4 協働（P 4）

市民及び市がそれぞれの持つ特性を活かしながら相互に補完し、協力して共通する目的の実現に向け、連携・協力して取り組む考え方。

※5 グループ制（P 15）

所属（課）の中にある係を廃止し、業務のまとまりごとに多人数で柔軟な運営のできるグループを設置し、課内の相互協力体制が図れる制度。

※6 事務事業評価（P 16）

施策目的を達成するための具体的な手段である事務事業の評価。

※7 施策評価（P 16）

政策目的を達成するための方策である施策の評価。

※8 予算枠配分方式（P 17）

限られた財源を有効に活用するため、各部の裁量によって、予算の範囲内でその組立てを調整できる制度。

※9 予算の複数年度管理（P 18）

3年間程度の歳出総額を決め、事業の優先順位を付けるとともに、その枠内で政策目標の達成と予算の効率的な執行を図る予算制度。

※10 一般競争入札（P 18）

公告によって不特定多数の者を入札により競争させて契約を締結する方法。

※11 特定家庭用機器（P 21）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定される電気機械器具等（「エアコン」、「テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目）。

※12 義務外品（P 21）

小売業者に引取義務（自らが過去に販売した特定家庭用機器の引取りや販売に際しての同種の特定家庭用機器の引取り義務）がない特定家庭用機器。

※13 遊休資産（P 21）

使用・利用を休止している未利用地などの資産。

※14 公債費 (P 2 4)

地方債（地方自治体の借金）の元金返済額と支払利息（元利償還金）及び一時借入金利子の合計額。

※15 公的資金補償金免除繰上償還 (P 2 4)

地方債を償還期限前に繰上償還する場合、補償金を支払うこととされていますが、徹底した行政改革を内容とする財政健全化計画等を策定した地方公共団体を対象に、この補償金が免除される。

※16 財務諸表 (P 2 4)

貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表で構成される。

※17 任期付任用職員 (P 2 7)

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合、又は期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合など、条例で定めるところにより、職員の任期を定めて採用することができる制度。

※18 人事考課制度 (P 2 7)

職員の勤務成績の評定を行い、併せて職員の能力の開発と活用、意識改革と士気の高揚、人材育成及び「公平・公正性」、「透明性」、「客観性」、「納得性」のある人事管理を図るための制度。

※19 フレックス制度 (P 2 7)

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる労働時間制。

※20 電子申請サービス (P 2 9)

市役所に対する申請・届け出などの手続きの一部を、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて、原則24時間・365日行うことができるサービス。

※21 マルチペイメントネットワーク(MPN) (P 2 9)

地方公共団体等と金融機関を通信回線で結び、税金などを金融機関の窓口のほか、現金自動受払機(ATM)やインターネットバンキングを利用して支払えるようにし、事務処理期間の短縮や負担の軽減を可能とするサービス網のこと。

※22 統合型GIS (Geographic Information System) (地図情報システム) (P 2 9)

複数の部局が利用するデータ（道路、街区、建物、河川など）を、各部局が共有できる形で整備・利用していく庁内横断的なシステム。データの重複整備を 방지、各部署の情報交換を迅速にし、行政の効率化と住民サービスの向上を図ることができる。

※23 eラーニング (P 3 0)

地方自治情報センターが実施するパソコンやコンピュータネットワークなどを利用して行う自己研修。全職員を対象とし、一般コース（5講座2週間）と専門コース（20講座8週間）の二つのコースがあり、選択も可。

※24 専門派遣研修 (P 3 0)

セキュリティ対策、システム・ネットワーク運用管理、プログラム言語等のIT技術の習得と情報化推進に向けた専門研修へ計画的に派遣し、高度な専門知識を有する職員を育成する。

※25 放課後児童クラブ（P 3 1）

昼間に労働などにより保護者のいない家庭の小学校低学年などの児童の育成、指導に資するため、授業の終了後に遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織。

※26 パブリックコメント制度（P 3 2）

一定の行政計画や規制・制度、新規事業について、市が意思決定を行う前にその計画案や概要等を市民に公開して、市民がそれに対する意見や情報を提案・提供できる制度。

※27 市民め〜る（P 3 2）

市政などに対する意見・要望などをEメールなどで受け取る制度。

※28 出前講座（P 3 3）

市民等が主催する集会等に、市役所の職員を講師として派遣し、市の施策や事業について説明する。

※29 ワークショップ（P 3 4）

グループ作業を通じて参加者が自由に意見やアイデアを出し合いながら全体の意思を決定していく作業や会議のこと。

※30 アダプト制度（P 3 4）

「アダプト」は「養子にする」の意。ボランティアとなる市民が里親となって道路、公園などを自らの「養子」とみなし、定期的に行う清掃・美化活動を行う制度。

※31 指定管理者制度（P 3 6）

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が施設の管理を代行する制度。地方公共団体が出資している法人に限らず民間企業も指定管理者として指定することができる。指定には議会の議決が必要。

※32 モニタリング（P 3 6）

指定管理者が施設管理業務などを適切に履行しているか、現地調査、ヒアリング、業務報告書のチェックをし、指定管理者の管理業務の実施状況を監視すること。